

第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての考え方

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
福島 みずほ

（実効性のあるものにする）

- 今までになぜ男女共同参画が進まなかったのか現状を分析し、基本計画を実効性のあるものとする。数値目標や工程表の設定により、第3次基本計画を、男女共同参画推進のアクション・プランとする。

（雇用を前面に出す）

- 女性が当たり前に働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女賃金格差の解消やM字型カーブの是正、均等待遇、長時間労働の規制、非正規雇用の問題等にしっかりと踏み込む。
子ども・子育て支援策やワーク・ライフ・バランスとの密接な連携を図る。

（ジェンダー主流化）

- 性差別の禁止、固定的役割を前提とした制度・慣行の見直しを改めて提示する。ジェンダー統計や、ジェンダー予算、アンペイド・ワーク（無償労働）、社会制度の世帯単位から個人単位化などを盛り込み、ジェンダーの主流化を目指す。

（企業や経済界を巻き込んだ男女共同参画）

- 女性の活躍は、企業にとっての利益や経済社会の活性化につながるというメッセージの発信、それを後押しする施策を基本計画に盛り込む。

（個人の人権の尊重、社会的少数者の問題）

- 少女など子どもの問題への対応や女性の貧困の問題、さらに移住労働者、外国人、いわゆる「マイノリティ」と言われている社会的少数者など困難を抱える人々への対応を基本計画に盛り込む。基本計画を通し、個人の人権の尊重を中心に据える。

（女性に対する暴力の根絶）

- 女性に対する暴力の根絶に向けた対策を充実させる。

（国際的な理念の重視）

- 女性差別撤廃委員会からの総括所見のすべての項目を基本計画で点検するなど、国際的な概念や考え方（ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等）を重視する。

（策定過程の透明化）

- 計画策定過程の透明化を進め、策定過程でNGOを含めた国民の意見を反映するなど、計画策定のプロセスも重視する。